

## 津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月27日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 田 中 千 福

### 第1 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

#### 1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、産業・スポーツセンター推進室、国体・障害者スポーツ大会準備室、文化振興課）
- (6) 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室）
- (8) 商工観光部（商業振興労政課、工業振興課、企業誘致室、観光振興課）
- (9) 農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）

- (10) 競艇事業部（競艇管理課、競艇事業課）
- (11) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地  
地区画整理事務所、建築指導課）
- (12) 建設部（建設政策課、事業調整室、建設整備課、河川排水推進室、  
市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- (13) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさ  
いふれあいセンター）
- (14) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (15) 芸濃総合支所（地域振興課（椋本財産区を含む。）、市民福祉課）
- (16) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (17) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (18) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (19) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (20) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (21) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (22) 上下水道事業管理室
- (23) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸事業所、一志  
事業所）
- (24) 下水道局（下水道総務課、下水道建設課、下水道施設課）
- (25) 消防本部（消防総務課、消防団統括室、消防安全課、警防室、救急  
課、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山  
消防署）
- (26) 会計管理室
- (27) 議会事務局（議会総務課、議事課）
- (28) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人  
権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育  
事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志  
教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、図書館）
- (29) 選挙管理委員会事務局
- (30) 監査事務局
- (31) 農業委員会事務局

## 2 市立保育所

- (1) 雲出保育園

- (2) 白山保育園
- 3 市立学校・市立幼稚園
  - (1) 市立小学校
    - ア 育生小学校
    - イ 神戸小学校
    - ウ 一身田小学校
    - エ 片田小学校
  - (2) 市立中学校
    - ア 橋北中学校
    - イ 西橋内中学校
    - ウ 南郊中学校
    - エ 西郊中学校
    - オ 一身田中学校
    - カ 豊里中学校
    - キ 南が丘中学校
  - (3) 市立幼稚園
    - 育生幼稚園

## 第2 監査の対象年度及び事項

原則として平成28年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成27年度以前のもを対象に含めた。

## 第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の青山昇武がその合議に関与したものであるが、平成29年2月9日付けで退任し、同月10日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の田中千福が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

## 第4 監査の期間

監査の期間は、平成28年9月16日から平成29年2月7日までである。

## 第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

## 第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

### 1 安濃総合支所（地域振興課）

安濃交流会館は、住民の健康増進、福祉の向上等を目的に設置された施設であり、農産物加工施設、温浴施設等から構成されている。このうち、同会館の中核施設である温浴施設は、PR活動など利用促進に努め、1日平均150人程度の利用者があるものの、安濃総合支所地域振興課作成資料によると、同会館の収支状況については、毎年約900万円の赤字が続いており、平成27年度の実質的な単年度収支も約932万円の赤字が生じている。

このため、温浴施設については、経年劣化による修繕費の増加も予想されることなどから、今後の財政負担の状況も踏まえ、更なる経費の削減に取り組むとともに、一層の利用促進を図り、歳入確保に努めるなど、受益者負担の観点にも立ち、収支の改善に努められたい。

### 2 美杉総合支所（地域振興課）

平成28年8月に開催された「みすぎ夏まつり」において、開催会場（美杉中学校グラウンド）における電気容量の不足により一時的に停電

が発生した。また、浄化槽のトラブルにより、同会場にあるクラブハウスのトイレが使用できなくなり、その復旧には費用と時間を要することとなった。「みすぎ夏まつり」については、補助金交付団体であるみすぎ夏まつり実行委員会により運営が行われており、また、同委員会の事務局は美杉総合支所地域振興課に置かれていることから、同委員会と同課との連携を強化し、来場者に不便をかけないとともに、会場の管理不足による予定外の支出を発生させないためにも、イベント時における適正なリスク管理を行い、当該事業の円滑な運営に努められたい。

### 3 教育委員会事務局（芸濃教育事務所）

業務委託契約の契約書において、津市公印規則に規定されている使用範囲に該当しない公印が使用されているものが見受けられたことから、津市公印規則に基づき、適正に事務処理されたい。

## 第7 監査意見

久居総合支所における日本赤十字社の募金等の着服、レークサイド君ヶ野における釣銭の着服及び給油伝票の不正使用が発生したことは、市政に対する市民の信頼を著しく損なわせたものであり、極めて遺憾である。市はこれらの不祥事を受けて、再発防止に向け、現金の取扱いに関する事務処理等の見直しや、給油伝票の適正な管理運用の徹底を行ったところであるが、より一層厳格な事務処理を行うよう、意見するものである。